

山口大学図書館寄贈資料受入基準

令和6年7月31日

図書館長 裁定

(趣旨)

- 第1条 山口大学図書館（以下「図書館」という。）に寄贈される資料の受入については、山口大学図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に基づき、山口大学（以下「本学」という。）における学習・教育・研究活動にとって有益と考えられる資料を受け入れることを目的として、この基準に則るものとする。
- 2 この基準に該当しない資料の寄贈があった場合は、図書館の収容能力に鑑み、必要に応じて協議し、収集方針に則って受入可否を決定するものとする。

(基準)

第2条 図書館に寄贈される資料の受入に関する基準を次のとおり定める。

(1) 図書館が受け入れる資料については次の各号に掲げるとおりとする。

- ア 山口県及び周辺地域に関連する地域資料および地域出版物
- イ 本学の教員等の著作物
- ウ 本学の刊行物
- エ 本学の教員等が科学研究費補助金等の助成金により取得したもの
- オ 大学紀要（短期大学及び高等専門学校のものを除く）や学会・協会誌、各種研究報告等、学術的研究論文を掲載するもの
- カ 統計・試験報告
- キ 国・地方公共団体及びこれらの関係団体の発行誌（広報誌を除く）
- ク その他、本学の学習・教育・研究活動にとって有意義と認められるもの

(2) 次の各号に掲げる資料については原則として受け入れない。

- ア 収集方針に合致しないもの
- イ 寄贈のための条件や利用制限が課せられるもの
- ウ 既に同一資料が本学に所蔵されているもの
- エ 改訂版の発行や刊行後相当期間の経過等により、学術的な価値の喪失が認められるもの
- オ パンフレットやカタログ等、図書館における長期的保存に適さないもの
- カ 特定の個人や団体の広告、宣伝を主な内容とするもの
- キ 雑報及び速報的な時事・季節関係のもの
- ク 汚損あるいは破損がひどいもの

- ケ 同一内容のものが電子的に無償で公開されているもの、あるいは公開される見込みのもの
- コ 趣味・娯楽書や実用書等、学術的価値を認め難いもの
- サ 個人が出版した小説、随筆、自伝等の著作物
- シ 将来にわたり継続して寄贈されることが見込めない逐次刊行物
- ス その他、受入が適当でないと判断されるもの

(その他)

第3条 本基準に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この基準は、令和6年7月31日から施行する。